平成２４年（フ）第３４２０号
埼玉県春日部市下蛭田42―１　ビリーブコートＤ202
債務者　若林　慎也
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４３８号
東京都府中市朝日町２丁目６―19
債務者　谷延　夢花
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４４５号
東京都中野区鷺宮４丁目18―11―102
債務者　牧野　裕幸
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７号
静岡県富士市富士見台３丁目６番地の４、前住所静岡県富士市伝法443番地の２
債務者　小野　義幸
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３００号
横浜市泉区和泉町5312番地　メゾンフォンターナⅠ―101号
債務者　大黒　信広
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３号
川崎市高津区野川3619番地９
債務者　櫻井　隆男
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
東京都立川市柏町３丁目10番地の２めぞんぶらんしゅＡ棟15号
債務者　古屋　富康
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３４３号
さいたま市岩槻区本丸２丁目15番17号、破産開始決定時の住所さいたま市岩槻区本丸１丁目23番12号
破産者　岡本　　隆
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８２号
さいたま市見沼区東宮下２丁目18番地１　メゾンアミ102、破産手続開始時の住所さいたま市見沼区大字南中野1134番地５
破産者　神谷　光臣
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０８２号
埼玉県川口市戸塚境町９番２号　、破産開始決定時の住所埼玉県川口市戸塚６丁目26番８号　コーナスアベニューＡ101号
破産者　スエルツ　パスカル　ティエリ　ダヴィッド
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１９号
さいたま市中央区鈴谷５丁目10番３―107号
破産者　西村　利行
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
埼玉県所沢市北有楽町１番２―402号　所沢メゾンドパルク、前住所埼玉県所沢市御幸町３番12　502号　エクセルシオール所沢
破産者　改田　淳子
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９１９号
埼玉県ふじみ野市亀久保２丁目10番15―306号
破産者　澤井　則子（旧姓八木田）
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４４５号
静岡県沼津市大岡3175番地の１　パル・コスモス302号
破産者　根本　光行
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
静岡県駿東郡長泉町中土狩548番地の16　ベルグランデ長泉Ｅ202号
破産者　川内由美子
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１４号
山口県萩市大字椿東1189番地691、申立時の住所佐賀県西松浦郡有田町中樽２丁目16番16号
破産者　椎葉　辰正
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１６６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲3243番地２
破産者　相川覺太郎
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部